

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

| 現行 | | | | | | 改正 | | | | | | 備考 |
|---|-----------|------------------------|----|----------|------------|--|-----------|------------------------|-----------------------------------|-------------------------|------------|----|
| (無期労働契約に転換するための審査) 第3条の2 別表第3号及び第7号から第9号までに掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する場合は、無期労働契約に転換するための審査を行うものとする。 2・3 (略) | | | | | | (無期労働契約に転換するための審査) 第3条の2 別表第7号及び第9号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する場合は、無期労働契約に転換するための審査を行うものとする。 2・3 (略) | | | | | | |
| 別表(第2条関係) | | | | | | 別表(第2条関係) | | | | | | |
| 番号 | 教育研究組織の名称 | 対象となる職 | 任期 | 再任に関する事項 | 根拠規程 | 番号 | 教育研究組織の名称 | 対象となる職 | 任期 | 再任に関する事項 | 根拠規程 | |
| 1 | 農学研究院 | 農学府及び農学部を兼務する助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 | 1 | 農学研究院 | 農学府及び農学部を兼務する助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 | |
| 2 | 農学研究院 | 生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 | 2 | 農学研究院 | 生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 | |
| 3 | 工学研究院 | 工学府及び工学部を兼務する助教及び助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 | 3 | 工学研究院 | 工学府及び工学部を兼務する助教及び助手 | 5年。 <u>ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。</u> | <u>再任可。ただし、1回限りとする。</u> | 法第4条第1項第1号 | |
| 4 | 工学研究院 | 生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第 | 4 | 工学研究院 | 生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第 | |

| | | | | | | | | | | | |
|------|-------------------|--|------------------------------|----------------------|------------|--|-------------------|--|---------------------------|----------------------|------------|
| | | | | | 1号 | | | | | 1号 | |
| 5 | 工学府 | 国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師 | 3年 ただし、再任の場合にあっては2年以内とする。 | 再任可。 ただし、1回限りとする。 | 法第4条第1項第1号 | 5 | 工学府 | 国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師 | 3年。ただし、再任の場合にあっては3年以内とする。 | 再任可。 ただし、2回限りとする。 | 法第4条第1項第1号 |
| 6 | 農学部 (附属施設を含む。) | 助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 | 6 | 農学部 (附属施設を含む。) | 助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 |
| 7 | 大学教育センター | 教授、准教授、講師及び助教 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 | 7 | 大学教育センター | 教授、准教授、講師及び助教 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 |
| 8 | 先端産学連携研究推進センター | 教授及び准教授 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 | 8 | 先端産学連携研究推進センター | 教授及び准教授 | 5年。ただし、再任の場合にあっては5年以内とする。 | 再任可。 ただし、1回限りとする。 | 法第4条第1項第1号 |
| 9 | 総合情報メディアセンター | 教授、准教授、講師、助教及び助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 | 9 | 総合情報メディアセンター | 教授、准教授、講師、助教及び助手 | 5年 | 再任不可 | 法第4条第1項第1号 |
| (新設) | | | | | | 備考 第9号の規定にかかわらず、同号に掲げる教育研究組織の任期付教員が、任期付雇用の期間中に昇任した場合は、任期を定めずに雇用する教育職員にするものとする。 | | | | | |

附 則 (教規程第19号)

- この規程は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、別表中の教育研究組織に施行日以降に採用される者又は昇任する者について適用する。
- 前項の規定にかかわらず、平成25年4月1日以降に別表第3号、第5号又は第8号に掲げる教育研究組織に採用され、改正前の規程の適用を受けて施行日の前日に在職している者は、この規程の施行の際に改正前の規程又は改正後の規程のいずれの適用を受けるか選択するものとする。